

令和4年度包括外部監査の結果に関する措置等について

(令和5年12月25日現在)

1 令和4年度包括外部監査 特定の事件（監査テーマ）

「一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理についての事業の執行を中心に環境問題に対する取組について」

2 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p>一般廃棄物（ごみ）を排出する主体に係る事業について（2）</p> <p>（指摘1）鹿児島市独自の原価計算用エクセルファイルの管理状況</p> <p>鹿児島市では、表計算ソフトエクセルで一般廃棄物処理事業に係る原価計算を行っている。独自の原価計算用エクセルファイルの変更が行われた場合には、当該ファイル上にその変更履歴を残しているが、手違いや操作ミスによる計算式や論理の変形といった不慮のインシデントに対しては、予防・発見・対処策の全てが存在しないとのことである。これが原因とみられる誤謬（エラー）が一般廃棄物処理事業に係る原価計算における減価償却の過程で散見された。必要な対応をとられたい。</p> <p>（P69）</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>独自の原価計算用エクセルファイルによる原価計算であったため、突合するものがなく、チェック体制が図られていないことがエラーが生じた主な原因である。</p> <p>このため、令和4年度以降の原価計算の減価償却費については市全体で共有している減価償却の資料を基に作成を行うこととしている。</p> <p>また、管理チェック体制については、現在設置しているプロジェクトチームにより協議を行っているところである。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>	<p>検討中</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を排出する主体に係る事業について（2）</p> <p>（指摘2）一般廃棄物処理事業に係る原価計算で認識された固定資産と公有財産台帳等との整合性について</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>一般廃棄物処理事業に係る原価計算で認識された固定資産と公有財産台帳等の整合性が取れていないことについては、支払明細等をもとに減価償却を作成していたが、作</p>	<p>検討中</p>

<p>一般廃棄物処理事業に係る原価計算で減価償却対象となっている固定資産と固定資産台帳の突合を実施した結果、金額が一致しないものが散見された。金額的に大きいものとして、北部清掃工場の建物、工作物（合計 198 億円）が固定資産台帳には掲載されているが減価償却対象固定資産には掲載されておらず、減価償却が未実施である。また北部清掃工場粗大ごみ処理施設プラント機械設備の火災復旧に伴う支出について減価償却を実施しているが、本来その時の特別損失にすべきものであった。このように、固定資産台帳と同様に、支出命令書や契約書から一般廃棄物処理事業に係る原価計算に係る固定資産を把握しているが、両者の間で整合性が取れていない。適切な対応をとられたい。</p> <p style="text-align: center;">（ P 7 1 ）</p>		<p>成時に固定資産台帳と突合していなかったことが主な原因である。</p> <p>このため、今後は市全体で共有している減価償却の資料を使用することで、公有財産台帳との整合性を図ることとしている。</p> <p>（通知受理日：令和 5 年 12 月 1 日）</p>	
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に係る事業について</p> <p>（指摘 3）一般廃棄物収集運搬業許可の審査手続について</p> <p>一般廃棄物収集運搬業許可の審査手続を確認したところ 2 点不備が検出された。いずれの不備も担当課により検出されていたが、不備が解消されないうままであった。審査段階で担当課による指摘は行われたものと推察するが、その後のフォローアップができて</p>	<p>環境局 資源循環部 廃棄物指導課</p>	<p>申請書の事務処理欄に指摘事項を記載するとともに、令和 5 年度より受付簿の中で指摘事項を管理するようにした。</p> <p>また、データで共有し定期的にフォローすることとしている。</p> <p>（通知受理日：令和 5 年 12 月 1 日）</p>	<p>措置済</p>

<p>いなかったようである。管理簿等を整備し不備内容が担当課内で共有され、定期的なフォローアップが行われるような体制をとっていただきたい。</p> <p>(P 9 2)</p>			
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>（指摘4）一般廃棄物収集運搬業の許可基準として実質的な指標を採用すべきである</p> <p>経理的基礎（以下、「経済的基礎」とする）の判定がある。その内容は「市税に滞納がないこと」とされている。これを充足したことで事業継続能力があると判定してよいか。この事業を行うに足る経済的基礎について適切な基準を整備・運用する必要がある。金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また商工部局、労働経済部局などの協力を求めるなどして、「収集運搬を継続して行うに足る経理的基礎」があるのか慎重に判断する必要がある。また、悪臭苦情及び水漏れ等を起こしている業者に対しては、車両を実査するなど、今後そのような事象が起らないよう修繕等がなされているか現状の手續に加えて確認すべきである。過積載及び混載等については、担当課がいうとおり、社員教育の徹底を図る必</p>	<p>環境局 資源循環部 廃棄物指導課</p>	<p>経理的基礎の基準については、他都市への照会を行うなどして、その内容を検討しているところである。</p> <p>また、許可申請手續の中で、車両不備を指摘した業者の実査をさらに強化するとともに、引き続き水漏れや混載の防止など適切な収集運搬方法を明示した文書を配布し、周知徹底を図ることとしている。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>	<p>検討中</p>

<p>要がある。さらに、問題事象が発生している許可申請業者に対しては、許可申請時に前述のような適切な対応をとることをマニュアルで明確化し、収集運搬業者にも周知すべきである。</p> <p>(P 9 4)</p>			
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に係る事業について</p> <p>（指摘5）委託業者の資格審査基準（能力基準の経済的基礎）について</p> <p>「業務を的確に処理できる経営の規模及び状況の判断方法について」を機械的に適用すると経済的基礎に懸念の残る事業者が混入するおそれがある。採るべきは「①から⑦までの1つでも認められれば」ではなく「①から⑦までの1つでも認められないものがあれば⑧の適用を必須とする」という判断方法である。</p> <p>(P 9 7)</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>今後、他都市の状況等も調査し、「業務を的確に処理できる経営の規模及び状況」を客観的に判断できる方法について検討してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>	<p>検討中</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に係る事業について</p> <p>（指摘6）売却依頼手続について</p> <p>ごみ収集車車両売却を依頼する際には、「車内フロントガラスに、課名と車両番号を表示すること」を求めているが、清掃事務所所属車両だった9台全てが表示されていなかった。車両照合の際に特定が困難であったこともあり、今後の売却手続にも効率性が</p>	<p>環境局 資源循環部 清掃事務所</p>	<p>取扱いどおりの売却手続が実施されていなかったことについては、売却車両置き場が清掃事務所敷地に近く、車両状況をいつでも確認できる状況にあったことから、手続きの必要性を認識していなかったことが主な原因である。</p> <p>このため、令和5年1月11日に車内フロントガラスに課名と車両番号の表示を行った。</p>	<p>措置済</p>

<p>損なわれると思われるため、取扱いどおりの売却手続の実施が望まれる。</p> <p>(P 1 1 0)</p>		<p>また、適正な事務処理を行うよう、令和5年1月11日に、所属長から所属職員に指導を行った。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>	
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>(指摘7) 不用品売却車両受付票の記載について</p> <p>不用品売却車両受付票の所属課の記載について、3か所資源政策課とすべきところが清掃事務所となっていた。修正する必要がある。</p> <p>(P 1 1 0)</p>	<p>企画財政局 財政部 契約課</p>	<p>不用品売却車両受付票の所属課名が誤っていたことについては、受付時の確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>該当箇所については、令和4年12月12日に修正を行った。</p> <p>今後は、係長が受付票の記載内容を確認することとした。</p> <p>(通知受理日：令和5年11月30日)</p>	<p>措置済</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>(指摘8) 清掃事務所の物品一覧（所属別）の記載について</p> <p>物品一覧（所属別）の摘要が、火災事故により廃棄された車両が老朽化による廃棄となっていた。事実即した記載とすべきである。</p> <p>(P 1 1 0)</p>	<p>環境局 資源循環部 清掃事務所</p>	<p>物品一覧（所属別）の摘要欄の誤りについては入力ミスと確認が不十分だったことが原因である。今後は不用決定伺書の摘要欄の記載の確認を確実にすることとする。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>	<p>措置済</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する主体に関する事業について(1)</p> <p>(指摘9) 北部清掃工場における物品一覧の更新について</p> <p>監査人が物品の現物実査を行ったところ、物品一覧(※1)に記載されている「消火</p>	<p>環境局 資源循環部 北部清掃工場</p>	<p>北部清掃工場における物品一覧に記載されていて現物の確認ができないものがあることについては、物品を廃棄した際、備品台帳の処理を適正に行わなかったことが主な原因である。</p>	<p>措置済</p>

<p>器」、「写真機」、「小型無停電装置」については現物の確認ができないものがあった。経緯ははっきりとしないが交換・破棄されているものと考えられるとのことである。購入、移管受入れ等の資産の増加、廃棄、移管払出し、紛失等の資産の減少をタイムリーに物品一覧に反映する事務手続の徹底と、物品現物の所在と数量の確認、使用に堪えるかの点検を定期的に行うことが必要である。</p> <p>(P 1 4 2)</p>		<p>このため、品物の確認を行い、令和5年10月10日に財務会計システムで廃棄処理等の処理を行った。</p> <p>また、適正な事務処理を行うよう、令和5年10月16日に所属長から所属職員に指導を行った。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>	
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する主体に係る事業について（2）</p> <p>（指摘10）南部清掃工場における物品管理について</p> <p>物品一覧を閲覧したところ、品名「図書」区分のリストの「規格、摘要」欄に当該物品を個別に識別できるような名称等が記載されていなかった。そのため当該物品を特定することができない状況である。どのように物品一覧と現物の「図書」を照合しているのだろうか。また、品名「消火器」区分のリストには使用期限を超過しているものがあり、当該物品の性能上既に交換・破棄されているものと考えられるものがあった。さらに、今後使用予定のない旧工場に存在するものが多数記載されている。当該物品について区分した記載がされていないため、どの物品が実際</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>南部清掃工場において物品の管理状況が把握できていないことについては、新工場移行時に、旧工場に残置している物品の整理を行っていなかったことによるものである。この中で、「図書」の識別について調査を行い、一覧の整備を行った。今後においては、「消火器」の使用期限及び旧工場等の備品の所在について調査を行い、使用可能であるものかどうか把握を行ってまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>	<p>検討中</p>

<p>に使用されているものかを判別することができない状況である。南部清掃工場での物品一覧の精度は高くなく、利用価値は低いと考えざるを得ない。必要な情報を物品一覧に載せて定期的に現物と照合し精度を高める必要がある。</p> <p>業務に必要なであるとして所定の手続を経て購入を決定し、公費を支出して設置した物品である。購入、移管受入れ等の資産の増加、廃棄、移管払出し、紛失等の資産の減少をタイムリーに物品一覧に反映する事務手続の徹底と、物品現物の所在と数量の確認、使用に堪えるかの点検を定期的に行うことが必要である。</p> <p>(P 1 6 0)</p>			
<p>一般廃棄物（し尿）を処理する主体に係る事業について</p> <p>（指摘 1 1）浄化槽監視報告書の実施日について</p> <p>委託先業者における一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する、浄化槽汚泥状況に関する監視報告書である「浄化槽汚泥監視報告書」「中継槽（し尿・浄化槽）より搬入汚泥監視報告書」を閲覧したところ、監視日がほぼ毎月第一木曜日、第三木曜日に固定されていた。これでは実質的に監視日を事前通知していることとなり、その実効性が不十分となる可能性があると考えられることから、監視実施日をランダムにすることによつ</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>浄化槽汚泥等を搬入する許可業者に対する監視日がほぼ固定の曜日となっていたことについては、運転管理や保守点検等の他の業務との調整により監視日を決定していたことによるものである。</p> <p>より実効性のある監視業務とするため、令和5年1月23日に運営事業者に対し、監視日をランダムにするよう指示を行い、2月から実施されている。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>	<p>措置済</p>

てより実効性のある監視業務とすべきである。 (P 1 9 2)			
------------------------------------	--	--	--

3 意見に対する見解

意 見	担当局部課	見 解
<p>環境政策全般に係る事業（意見1）「第二次鹿児島市環境基本計画」の総括について</p> <p>「第三次鹿児島市環境基本計画」では「第二次鹿児島市環境基本計画」を総括している。そのうち数値目標36件のうち7件についてはC評価となったことについては、鹿児島市の施策実行の観点から「目標達成に向けた施策は適切に展開されていると考えられる」という総括しているが中途半端である。これらの目標は鹿児島市民が達成しなければならないのであるから、市民に「まだ足りない」「加速しなければならない」と迫る必要があるのではないか。鹿児島市が進めようとしている施策は市民の権利としてそれを享受できる場面もあるが、「環境」に関しては市民の義務もある。課題を市民と共有し市民の行動に結びつけられるような積極的なアピールをしていただきたい。</p> <p>(P 1 8)</p>	<p>環境局 環境部 環境政策課</p>	<p>「環境」に関する課題については、第三次鹿児島市環境基本計画で定める数値目標の達成状況を年次報告書に記載し公表することで、市民と共有したいと考えている。</p> <p>また、年次報告書の配布及びホームページへの掲載に加え、SNSによる情報発信など、より効果的な方法を検討し、数値目標達成に向けた具体的な取組に関する情報も併せて発信することによって、市民の行動に結びつけられるような積極的なアピールを行っていきたいと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>
<p>環境政策全般に係る事業（意見2）代替フロン等4ガスに特段の注意を払うべきではなかったか</p> <p>「ゼロカーボンシティかご</p>	<p>環境局 環境部 環境政策課</p>	<p>代替フロン等4ガスは、温室効果がCO₂よりも大きく、本市における排出量が増加傾向にあることから、注意を払うべきと認識しているが、法律に基づく適正な回収が主な取組であるた</p>

<p>しま推進計画」においては強烈な地球温暖化係数を持つ代替フロン等4ガスについて積極的に市民と危機感を共有するための行動計画を提示してもよかったのではないかと考える。CO2削減は目標ではなく手段であり、地球温暖化回避が必達の目標である。地球温暖化回避に効果的と考えられるフロンガス等の徹底した回収とグリーン冷媒への移行について計画を見直す際には提示してほしい。</p> <p>(P20)</p>		<p>め、フロン類の適正管理等について計画に掲載したところである。</p> <p>ご意見のように、代替フロン等による危機感を市民と共有することは重要であるため、フロンガス等の徹底した回収とグリーン冷媒への移行に関する情報発信や計画見直し時のより具体的な掲載を検討していきたいと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>
<p>環境政策全般に係る事業 (意見3) P D C Aで目標を達成するとしているがP D C Aが回るのか</p> <p>第三次鹿児島市環境基本計画及びゼロカーボンシティかごしま推進計画はともに「P D C A方式で進行管理をする」と宣言している。しかし、現状では実施 (Do) と点検 (Check) のあいだに時間がかかりすぎているといわざるを得ない。これでは有効なP D C Aサイクルが回っているとは言えない。全ては市民のために掲げた目的なのであるから、やるのであればP D C Aが効くやり方、すなわち実施 (Do) と点検 (Check) そして見直し (Act) に適切な時間軸に収まるのが必須だと考える。公式の情報は大事にしながら、市に集まる種々の情報を積極的に市民と共有し市民を巻き込んでP D</p>	<p>環境局 環境部 環境政策課</p>	<p>計画のP D C Aサイクルのうち、「点検」については、毎年開催する庁内外の会議により実施しているところであり、ご意見のように、各会議は年1回開催で、事業実施から時間がかかるように見える。しかし、各事業を進めるにあたり、都度自己点検することで改善を図っている部分もあるため、会議という公式の場における点検だけでなく、市民と共有できる数値目標に関する情報等については、随時、速報のような形で提示していくことを検討していきたいと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>

<p>CAサイクルを回す工夫をお願いしたい。</p> <p>(P 2 2)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を排出する主体に関する事業について（1）</p> <p>（意見4）市衛生連に対する補助金の見直し手続について</p> <p>市衛生連に対する補助金に関し、「補助金見直しの指針」に基づき算定される補助率の分母に、過去の経緯から実質的に補助金であるとして納骨堂管理委託に係る事業費を含めている。その結果、算定された補助率が5割以下であることを以って、補助金の見直し検討対象外と判定している。これを認める法令・規程上の定めはない。したがって、正規の手続としては、納骨堂管理委託に係る事業費を除いた、補助金の算定根拠（積算）にカウントされた事業費が含まれる事業のみを分母として補助率を算定し、算定された補助率が5割を超えた場合は、補助金見直しの検討対象として改めて見直しを検討することになる。単純な補助率のみでの判定ではなく、全体を勘案した上で補助金見直し検討対象としないとする実務も可能ではないかと推察される。</p> <p>(P 3 1)</p>	<p>環境局 環境部 環境衛生課</p>	<p>市衛生連は本市の環境衛生の改善・向上や地域美化活動に自主的・積極的に取り組んでおり、その活動は公共性が高いことから、運営費に補助金を支出している。</p> <p>ご指摘の意見について、補助金見直しの指針を検討する際、収益事業は公衆衛生維持という公益目的の側面があることから補助対象事業経費として捉えて算定していくが、補助金の支出にあたっては、会費等の見直しによる自己資本の一層の確保や、事務事業の精査による事業の効率化を促すことで、適切に執行していきたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を排出する主体に関する事業について（1）</p> <p>（意見5）市衛生連に対する</p>	<p>環境局 環境部 環境衛生課</p>	<p>ご意見のとおり、報告書の記載内容と異常に乖離していると把握した場合は、必要に応じて現地調査を行うとともに、是正が必要な場合は指導を行っ</p>

<p>「必要に応じて行う現地調査」の実施について</p> <p>市衛生連が報告書内で設置したとされる啓発用の看板やのぼり旗の状況が記載内容と異常に乖離していると感じた場合などには、積極的に同条項の「必要に応じて行う現地調査」を実施されたい。</p> <p>(P 33)</p>		<p>ていく。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を排出する主体に関する事業について（2）</p> <p>（意見6）ごみ減量を市民に訴えるための工夫について</p> <p>動機づけについては、鹿児島市役所職員以外の一般市民が他の中核市に対抗心を抱く可能性は低いため、令和4年版までなされていた「中核市47市中、ワースト8位」よりも、水切りチャレンジホームページ記載の「焼却に時間がかかりCO2排出量が増える」「ゴミ袋が重くなり収集運搬の効率が下がる（その分税金がかかる）」をそのまま使った方が市民は納得しやすいと思われる。市民へ効果的な3Rへの意識啓発が行われることを期待する。</p> <p>(P 44)</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>平成27年度のごみ量が中核市47市中8番目であったことの記載は、平成28年度に清掃事業審議会から市へ提出された答申において、市民一人当たりの排出量が中核市の中でも多い状況にあるという表現が用いられていたことに由来するものであり、家庭ごみマイナス100gの目標を定めた経緯を記載する上で必要であることから使用しているところである。</p> <p>また、市民への訴求の工夫については、本意見も参考にしながら、今後、総合的に検討してまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を排出する主体に関する事業について（2）</p> <p>（意見7）会議での配付資料は公表し積極的に市民と共有されたい</p> <p>清掃事業審議会で配布された資料が、直近3年間分</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>令和4年12月から、直近3年間分及び令和4年度以降に清掃事業審議会で配布された資料についてホームページで公開している。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>

<p>がホームページで公表資料から外されている。鹿児島市が謳う情報公開、市民の市政参画の姿勢の趣旨に沿うならば、公表されていない会議配付資料をホームページで公表することを前向きに検討されたい。</p> <p>(P 5 8)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を排出する主体に係る事業について（2）</p> <p>（意見8）鹿児島市独自の一般廃棄物処理事業に係る原価計算の引継ぎ方法</p> <p>鹿児島市が行っている原価計算全体を明文化した文書やマニュアルは存在しないとのことである。環境省公表の一般廃棄物会計基準と資源政策課が実務で長年使用している鹿児島市独自のエクセルファイルの併用による資源政策課の一般廃棄物処理事業に係る原価計算算定プロセスは、その運用に限界が感じられるため、環境省の一般廃棄物会計基準のような鹿児島市独自の一般廃棄物に係る原価計算会計基準を策定されたい。管理チェック体制についても、その中で明文化されることが望まれる。SDGs 未来都市として相応しい環境及び資源政策に資する一般廃棄物処理事業に係る原価計算算定体制が整備運用されることに期待したい。</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>鹿児島市独自の一般廃棄物処理事業に係る原価計算の引継ぎ方法については、環境省公表の一般廃棄物会計基準を参考に鹿児島市独自の一般廃棄物会計基準を策定したいと考えており、現在、資源循環部内でプロジェクトチームを発足させ、業務体制の見直しや基準の作成等について協議を行っている。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

(P 7 0)		
<p>一般廃棄物（ごみ）を排出する主体に関する事業について（2）</p> <p>（意見9）解体撤去済の固定資産に係る除却損について</p> <p>旧南部清掃工場の計量棟は令和3年度中に解体撤去が完了しているが、平成6年に旧南部清掃工場の供用を開始した際に、本体工事として他の部分と一括して減価償却計算を行っているため、令和4年度以降もその一部として減価償却費が計上される予定になっている。環境省の「(改訂)一般廃棄物会計基準」によると、このような固定資産の除却が生じた場合には、発生した年度の行政コスト計算書の経常外費用（その他）に、残存している帳簿価額を除却損として計上することとされている。単年度分に相当する償却額（1,462千円）を除外して原価計算を行うことが望ましいものと考えられる。</p> <p>(P 7 1)</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>計量棟については除去損として取扱うこととし、今後においても固定資産の除去が生じた場合は同様の取扱とする。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を排出する主体に関する事業について（2）</p> <p>（意見10）SDGs未来都市として積極的な原価計算方法の開示について</p> <p>一般廃棄物処理基本計画等の開示資料で単に「市独自の」のみの説明にとどまら</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>作成した原価計算書を令和6年10月頃ホームページに公開することに向けて取り組みたい。</p> <p>また、環境省公表の一般廃棄物会計基準との主な差異について言及することについてはプロジェクトチームにて検討してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

<p>ず、環境省公表の一般廃棄物会計基準との主な差異に関しても言及されたい。特に鹿児島市は令和2年7月、国からSDGs未来都市に指定されており、他の地方公共団体から参考にされる可能性が高いため、一般廃棄物処理事業に係る原価計算について、一般廃棄物処理基本計画等の開示資料上で、環境省公表の一般廃棄物会計基準との差異についても他市より詳細に記載し、他の地方公共団体との比較可能性を担保することが望まれる。</p> <p>(P73)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を排出する主体に係る事業について（2）</p> <p>（意見11）未稼働施設の処分を急ぐべき</p> <p>旧桜島町クリーンセンターと旧喜入町クリーンセンターは、ともに市町村合併から18年もの間、利用も解体もされず放置されたままなので、鹿児島市議会定例会平成20年第4回で審議されたように、引き続き、公益社団法人全国都市清掃会議を通じて、環境省に解体費用に係る財政支援の要望を強く求めて欲しい。</p> <p>(P75)</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>引き続き、公益社団法人全国都市清掃会議を通じて、環境省に解体費用に係る財政支援の要望をしてまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に係る事業について</p> <p>（意見12）一般廃棄物収集運搬業更新許可に特別な経過があるときは記載すべきであ</p>	<p>環境局 資源循環部 廃棄物指導課</p>	<p>不適切な事象に対する指導等の経過については、個別に記録簿を整理していることから、更新許可原議書にその写しを添付し審査をしている。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

<p>る</p> <p>一般廃棄物収集運搬業更新許可手続を確認したところ、ある事業者が過積載（2ヶ月連続）、誤搬入等の指摘を受けていることが記録されていた。これらの指摘は一般廃棄物収集運搬業の更新許可を与えるにはマイナス評価になるものと考えるが、令和元年8月1日更新許可時点では原議書において「許可基準を満たしているものと認められる」とされている。いくつかの不適切な事象が解消された、あるいは改善されたなどの言及は確認できなかった。適切なフォローアップであるが、指導予定を含めてその内容を更新許可原議書に載せて許可に至る鹿児島市の決裁経過を載せるべきであった。</p> <p style="text-align: right;">（P 9 3）</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に係る事業について</p> <p>（意見13）行政デジタル化の推進について</p> <p>鹿児島市は令和3年4月から押印の義務付けを原則廃止している。これにより許可申請手続の押印は廃止されているが、それ以外は紙面での許可手続のままとなっている。許可先と市の効率化のために、許可申請手続のオンライン化を実施することは、ペーパーレス化やデータベース入力等の手間を削減し、両者の生産性向上につながると思われ</p>	<p>環境局 資源循環部 廃棄物指導課</p>	<p>多量の添付書類の電子化や原本照合が必要なため、申請者の負担等も考慮しつつ、他都市等の動向を注視してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

<p>る。今後の推進に期待したい。</p> <p>(P 9 5)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>(意見 1 4) 資格審査手続等のマニュアル整備について</p> <p>資格審査手続等のマニュアル整備がなされていなかった。業務の効率化、引継ぎの十分性のみならず、資格審査の有効性にも寄与するものと考えられるため、整備することが望ましい。</p> <p>(P 9 7)</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>資格審査手続におけるすべての項目を網羅したチェック表を新たに作成し、令和 5 年度契約に係る資格審査から使用を開始したところである。</p> <p>(通知受理日：令和 5 年 12 月 1 日)</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>(意見 1 5) 押印廃止について</p> <p>行政デジタル化の推進の一環として、令和 3 年 4 月から押印の義務付けを原則廃止している。しかし、資格審査手続については、令和 3 年 4 月以降に実施された、令和 4 年度の資格審査でも押印手続を廃止していなかった。行政デジタル化の推進の一環として、資格審査手続の効率化のため押印廃止を検討してはどうかと思われる。</p> <p>(P 9 7)</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>令和 5 年度の資格審査手続から押印を廃止するように見直したところである。</p> <p>(通知受理日：令和 5 年 12 月 1 日)</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>(意見 1 6) 一般廃棄物収集運搬業委託事業者の資格審査について</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>当該事業者の業務遂行状況や経営状況等を踏まえ、検討してまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和 5 年 12 月 1 日)</p>

<p>形式的に経済的基礎が欠如している状況である。この事業者を委託業者と選定するのであれば、(4)⑧経営状況等について申請者からの聴取または提出資料により、「経営改善を図っていると認められ、業務を実質的に委託できる体制であること」を検討する必要がある。しかし、過積載等の法令違反を繰り返し、消費者や従業員から預かった国税を滞納していることから、経営者の誠実性が弱いのではないかと考えざるを得ない。一般廃棄物収集運搬時の法令違反や国税滞納の事業者を選定することに市民の理解が得られない可能性もある。今後の資格審査の対象先とするのか、検討する必要がある。</p> <p>(P 99)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に係る事業について</p> <p>(意見17) 契約書の文言の整備が必要である</p> <p>ごみ収集業務委託契約書の文言を整備したほうが望ましい箇所がある。一つは委託業務内容については、受注者と委託業者の合意によって決定したことを明確にした記載方法が適切であること、もう一つは消費税等要因以外のいかなる理由があっても委託料を変更しないように見える点を見直すことである。</p> <p>(P 100)</p>	<p>環境局 資源循環部 清掃事務所 資源政策課</p>	<p>令和5年度契約から、業務概要を契約書の別紙として綴じるように見直し、受注者と委託業者の合意によって決定したことを明確にした。</p> <p>また、委託料に係る文言については、原則、年度途中で委託料を変更しないため、現行のとおりとするが、変更せざるを得ない状況になった場合は、「発注者と受注者で協議のうえで決定することができる」との条文を用いて対応してまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>

<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>（意見18）委託先ごとの世帯数の把握について</p> <p>「事業者別の走行距離、世帯、ステーション数調査票」を入手した。しかし、谷山地区の世帯数合計額が「令和4年度 清掃事業概要〈資料編〉」の数値と整合しなかった。実際の委託先ごとの世帯数を調査する必要がある。</p> <p>（P101）</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課 （清掃事務所・南部清掃工場）</p>	<p>世帯数については、調査方法が異なるため差異が生じているところである。</p> <p>世帯数の調査については、必要に応じて行うこととしたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>（意見19）委託料積算の合理性について</p> <p>委託料の積算にあたり改善が必要な項目がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算で用いている距離が実際の距離と異なっていた。実際の距離により積算すべきである。 ・同じ委託料であっても、走行距離・ステーション数・世帯数が異なる委託業務が発見された。委託料あるいは収集場所等で調整し、合理的な委託料とすべきである。 ・一般管理費の意味づけが不明である。直接原価は事業者間の競争と創意工夫で適切な水準に収れんしていくものであるから、それに一定割合の一般管理費の加算した積算委託料を基本に据えるべきである。 ・減価償却期間については、 	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>委託料の積算については、次のとおり、改善してまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度予算から実際の距離を参考にして積算を見直した。 ・一般管理費については、一定割合となるように、今後調整を図る。 ・減価償却期間については、直営の車両における使用予定期間となるよう、今後見直す。 <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

<p>使用予定期間を用いることが合理的である。見直しを検討してはどうかと思われる。売却代金も積算にいれるか検討の余地はあると思われる。</p> <p>(P 1 0 1)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>(意見 2 0) 委託業者における経営者の高齢化について</p> <p>委託業者の経営者の平均年齢を調べてみると 61 歳であり、70 歳以上の経営者の割合が 27%であった。直営すなわち清掃事務所の自動車運転手及び清掃作業員は、前述のとおり令和 8 年度まで退職者不補充方針であるから、市民へのごみ収集運搬事業サービスの水準を落とさないためには、さらに民間委託割合を増やさざるを得ないものと考えられる。鹿児島市は民間委託事業者の事業継続性にも目を配る必要があり、委託業者にアンケート調査を実施し、後継者の有無等を把握する等して「委託業者の事業継続性」についてもかかわっていく必要があるのではないだろうか。</p> <p>(P 1 0 3)</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>委託契約期間における事業継続性も踏まえて委託契約を行うこととなるが、委託業者の後継者については、それぞれの委託業者が検討するべきものと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和 5 年 12 月 1 日)</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>(意見 2 1) ごみ収集車の発注方法について</p> <p>一括発注の見積書の最安値と分割発注（シャーシー部分と架装部分の合計）の見積書</p>	<p>環境局 資源循環部 清掃事務所</p>	<p>ごみ収集車の発注方法については、世界的な社会情勢による不安定な経済状況を鑑み、令和 5 年度はこれまでの分離発注から一括発注に見直しを行うとともに早期発注を行った。</p> <p>(通知受理日：令和 5 年 12 月 1 日)</p>

<p>金額を比較したところ鹿児島市物品調達業者選定委員会会議録記載のとおり、一括発注のほうが916千円安かった。競争入札により金額が決定するため安くなるとは限らないが、発注から納車までの効率性も分割発注の場合、発注後に架装部分の受注業者とシャーシー部分の受注業者の打ち合わせ等が開始する関係から、一括発注のほうが効率的とのことなので、どちらの発注方式が妥当か検討する必要があると思われる。</p> <p>(P107)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>（意見22）粗大ごみ処理手数料の根拠資料の保管について</p> <p>粗大ごみ処理手数料の根拠資料が保管されていなかった。条例に規定された手数料の根拠資料であり、手数料を改定する際にも参考になると考えられるため、今後は保管する必要がある。</p> <p>(P115)</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>粗大ごみ処理手数料については、当時の粗大ごみ収集・運搬経費の一点あたりの経費相当額や他都市の状況等も考慮し設定したものであるが、当時の根拠資料を確認することができていない。</p> <p>今後、経費の増加等により手数料の改定を検討する際の根拠資料は、その後の改定の際の参考資料として必要となることから、確実に保管してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>（意見23）業務委託の品質の見直し及びオンライン受付等導入の検討について</p> <p>受付業務の目標指標を見てきたが、昨今の電話による受付の減少及び自動音声応答の増加等を勘案すると、現状の</p>	<p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>受付業務の目標指標及び時間帯の見直しについては、経済性や市民サービスへの影響を踏まえ、検討してまいりたい。</p> <p>また、オンライン受付等の導入についても、令和6年度に予定しているシステムの更新と合わせて検討してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

<p>仕様書の目標についていささか過剰ではないか、経済性を考慮して委託料見直しができるのであれば、目標指標を見直してもよいのではと感じた。また、時間帯についても、見直しの対象になると考えられる。オンライン受付等は、特に若い世代のニーズはあると考えられること、他都市も行政サービスの効率化のためオンライン受付等導入等を進めていること、本市も「第七次行政改革大綱・推進計画（令和4～8年度）」年度であり、目指す方向性は、「新しい時代に対応した持続可能な行政サービスの推進」であること等を踏まえて、有効性の観点から導入を検討してはどうかと思われる。</p> <p style="text-align: center;">（P 1 1 5）</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>（意見24）まごころ収集の認知度向上を図られたい</p> <p>鹿児島市の利用実績は決して高いほうに位置してはいない。清掃事務所は、介護・障害に専門性がないため本項冒頭に挙げたような客観性のある基準を設けて運用しなければならないことはわかる。しかし、それに漏れてしまう状態の市民のいるおそれもある。例えば障害・介護に知見がある部署が、介護・障害福祉のパッケージとして提供すれば、利用率の向上と市民満</p>	<p>環境局 資源循環部 清掃事務所</p>	<p>まごころ収集の認知度向上については、ケアマネージャー協会等との意見交換を踏まえ、現行の要件での利用者増に向けた取組みを行ってまいりたい。</p> <p>また、福祉部門との連携等に関しては、引き続き、「ゆうあいガイドブック」（障害福祉課）、「認知症あんしん相談ガイドブック」（認知症支援室）、介護度を基準としている事業の案内チラシ（介護保険課）に、まごころ収集を掲載してもらおう等、それぞれの担当課と情報を共有してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

<p>足度の上昇につながるのではないか。PRと市役所全体での連携プレーでまごころ収集事業の利用者が増加することを期待したい。</p> <p>(P120)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>（意見25）まごころ収集のオンライン申請の検討について</p> <p>まごころ収集の申請手続について確認したところ、対象者が申請手続を実施するのは困難であるため、ケアマネジャーが実施することが多いとのことであった。申請手続の効率化や利用者の増加のためオンライン申請等を整備することは有効と考えられるので導入を検討されたい。</p> <p>(P122)</p>	<p>環境局 資源循環部 清掃事務所</p>	<p>令和5年8月にケアマネジャー協会との意見交換を開催した。そのなかで、申請手続きについて伺ったところ、「申請手続きに係る負担は無い。」とのことであった。また、まごころ収集の対象者はパソコン等の操作に不慣れな高齢者が多い。</p> <p>以上のことから、現時点では、まごころ収集の申請方法については、現行のとおりとしたい</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を収集・運搬する主体に関する事業について</p> <p>（意見26）あるべき直営、委託の比率</p> <p>直営、委託のバランスは、サービス水準の維持向上やコストの削減を図ることができると見込まれるのであれば、民間活力の活用推進については、同意できる。ただし、行政責任の確保に留意する必要がある。建物の強靱性や災害等が起こった時の即応性等で直営が優位ではないかと考えられる。仮に優位性が期待されており、コストが直営のほ</p>	<p>総務局 総務部 行政管理課</p> <p>環境局 資源循環部 資源政策課</p>	<p>民間委託については、行政サービスについて国が示す民間委託等による改革、他都市の状況等を踏まえ、民間が提供することにより、サービス水準の維持向上やコストの削減を図ることができる見込まれる場合には、行政責任の確保に留意しながら、積極的に民間活力の活用を推進することを基本的な考え方としているが、公平性・安全性の確保などにも、事務事業ごとに十分検討する必要があると考えている。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p> <p>直営・委託比率については、サービス水準の維持向上やコストの削減が図られるかなどを含め、行政責任の確保に留意しながら、検討してまいりた</p>

<p>うが高いとすれば、この優位性こそがコストをかける理由になるのではと思われる。また、委託業者の経営者の後継者問題も懸念される状況である。よって、コスト削減に加えて、行政責任が確保できるのかという点にも留意し、今後の直営・委託比率について検討する必要がある。</p> <p>(P 1 2 5)</p>		<p>い。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する種定に関する事業について（1）</p> <p>（意見27）北部清掃工場における点検記録の保管について</p> <p>点検記録の保管について、フロン排出抑制法に基づく義務として簡易点検を3か月に1回以上行うこととされている。点検記録を確認したところ、点検項目及び保管されるべき点検記録の網羅性を確認する観点から適切とは言えない状況であった。点検記録の網羅性を担保できるように保管することが重要であるから、保管内容のチェックリストを用いたファイリングが望ましいと考える。</p> <p>(P 1 4 1)</p>	<p>環境局 資源循環部 北部清掃工場</p>	<p>フロン排出抑制法に基づく簡易点検について、8月分の1か所の点検記録を綴じ忘れていたことから、点検記録の保管の一覧チェックシートを修正しファイリングを確実にできるよう改善した。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する種定に関する事業について（1）</p> <p>（意見28）北部清掃工場における報告書の網羅性の確認について</p> <p>委託先からの日報、報告書が多岐にわたっているため、</p>	<p>環境局 資源循環部 北部清掃工場</p>	<p>報告書等の提出物について、一覧チェックリストを修正し網羅的に確認を行えるよう改善した。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>

<p>受領する側がいつ、何が提出されるべきであるかどうかを把握し、遅延などがあったときに催促の通知ができる体制が整っているかについては確信が得られなかった。日次、週次、月次など様々な報告が上がってくることから、チェックリスト等を用いて網羅的に確認することが望ましいと考える。</p> <p>(P 1 4 1)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する種定に係る事業について（1）</p> <p>（意見29）北部清掃工場における日々の点検記録のデータ化について</p> <p>北部清掃工場では日々のごみ焼却処理業務については、委託先において非常に細かい点検項目について運転日誌が作成され鹿児島市の担当者に報告がなされている。しかしながら当該日誌は全て紙面にて行われている状況である。運転記録等の情報等はよいデータも不具合のデータもデータ化して使えるようにしておいて初めて価値がある。紙ファイルのままでは必要な情報や経験を引っ張り出すのにやや時間がかかる。委託業者を含めた報告方式の変更が必要となるもののITシステムの導入等により、日々の点検項目・異常内容についてデータ化し、当該年度の保全計画の検証に役立てるとともに、翌期の計画見直しの根拠とする</p>	<p>環境局 資源循環部 北部清掃工場</p>	<p>工場内の点検時には紙の点検表を用いて点検を行っているため、運転記録に関しては紙の報告にて受理しているが、点検記録の中の一部重要なデータに関してはデータ化し保全計画の見直し等に活用している。今後、ITシステム導入等による報告方式の検討については、委託業者も含めて進めていかななくてはならないものとなるため、点検時の安全面や利便性、費用対効果など検証してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

<p>ことが望ましいと考える。 (P 1 4 2)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する種定に係る事業について（1） （意見30）処理施設の整備方針の検討について 令和4年1月より南部清掃工場にて新工場が稼働しているが、各施設の経過年数は下記のとおりである（令和4年3月末現在）。これによると、北部清掃工場、リサイクルプラザについては、整備工事等により機能維持されているが、将来的には経過年数による経年劣化が進行し、設備の更新の必要性が見込まれる。今後の鹿児島市の人口推移や、ごみの見込み排出量、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応等を踏まえ、市全体としての処理施設の整備方針の検討を進めていく必要があると考える。 【経過年数】 北部清掃工場：経過年数15年 新南部清掃工場：経過年数0.25年 リサイクルプラザ本館・2号棟：経過年数20年 リサイクルプラザ3号棟：経過年数24年 (P 1 4 4)</p>	<p>環境局 資源循環部 北部清掃工場 南部清掃工場</p>	<p>今後の鹿児島市の人口推移や、ごみの見込み排出量、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応等を踏まえ、市全体としての方針を定め、方針に基づく処理施設の整備方針について検討してまいりたい。 (通知受理日：令和5年12月1日)</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する種定に係る事業について（1） （意見31）リサイクルプラ</p>	<p>環境局 資源循環部 北部清掃工場</p>	<p>工場内の点検時には紙の点検表を用いて点検を行っているため、運転記録に関しては紙の報告にて受理しているが、点検記録の中の一部重要なデータ</p>

<p>ザにおける日々の点検記録のデータ化について</p> <p>リサイクルプラザにおける機械設備日常点検業務については、委託先において非常に細かい点検項目について運転日誌が作成され鹿児島市の担当者に報告がなされている。しかしながら、当該日誌は全て紙面にて行われている状況である。運転記録等の情報等はよいデータも不具合のデータもデータ化して使えるようにしておいて初めて価値がある。紙ファイルのままでは必要な情報や経験を引っ張り出すのにやや時間がかかる。委託業者を含めた報告方式の変更が必要となるもののITシステムの導入等により、日々の点検項目・異常内容についてデータ化し、当該年度の保全計画の検証に役立てるとともに、翌期の計画見直しの根拠とすることが望ましいと考える。</p> <p>(P 1 4 7)</p>		<p>に関してはデータ化し保全計画の見直し等に活用している。今後、ITシステム導入等による報告方式の検討については、委託業者も含めて進めていかなくてはならないものとなるため、点検時の安全面や利便性、費用対効果など検証してまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する種定に係る事業について（1）</p> <p>（意見32）リサイクルプラザにおける報告書の網羅性の確認について</p> <p>委託先からの日報、報告書が多岐にわたっているため、受領する側がいつ、何が提出されるべきであるかどうかを把握し、遅延などがあったときに催促の通知ができる体制が整っているかについては確</p>	<p>環境局 資源循環部 北部清掃工場</p>	<p>報告書等の提出物について、一覧チェックリストを修正し、網羅的に確認を行えるよう改善した。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>

<p>信が得られなかった。日次、週次、月次など様々な報告が上がってくることから、チェックリスト等を用いて網羅的に確認することが望ましいと考える。</p> <p>(P 1 4 8)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する種定に関する事業について（1）</p> <p>（意見33）横井埋立処分場における報告書の網羅性の確認について</p> <p>委託先からの日報、報告書が多岐にわたっているため、受領する側がいつ、何が提出されるべきであるかどうかを把握し、遅延などがあつたときに催促の通知ができる体制が整っているかについては確信が得られなかった。日次、日時、週次、月次など様々な報告が上がってくることから、チェックリスト等を用いて網羅的に確認することが望ましいと考える。</p> <p>(P 1 5 3)</p>	<p>環境局 資源循環部 北部清掃工場</p>	<p>報告書等の提出物について、一覧チェックリストを作成し、網羅的に確認を行えるよう改善した。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する主体に関する事業について（2）</p> <p>（意見34）南部清掃工場における中長期保全計画について</p> <p>南部清掃工場は、計画的、効果的な整備の実施の確保、整備額の中長期的な把握と平準化、コスト縮減と長寿命化を目的とし、毎年の中長期保全計画を見直している。南部清掃工場においては計画表のみ</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>南部清掃工場における中長期保全計画については、DBO方式による運営であることから、運営事業者が作成し、毎年見直しを行っている。</p> <p>本市の中長期保全計画における考え方や方針を運営事業者に示し、目的及び運用方法等を追記するよう指示をしたところであり、文書化してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

<p>(エクセルデータ) が作成されている状況である。通常計画を用いる際には、当該計画の目的、運用方法等をまとめ、当該運用方針に沿って計画見直し、実行がなされると考えられることから、南部清掃工場においても当該事項について文書化することが望ましいと考える。</p> <p>(P 1 6 0)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する主体に関する事業について（2）</p> <p>（意見35）南部清掃工場における報告書の網羅性の確認について</p> <p>委託先からの日報、報告書が多岐にわたっているため、受領する側がいつ、何が提出されるべきであるかどうかを把握し、遅延などがあつたときに催促の通知ができる体制が整っているかについては確信が得られなかった。日次、週次、月次など様々な報告が上がってくることから、チェックリスト等を用いて網羅的に確認することが望ましいと考える。</p> <p>(P 1 6 0)</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>南部清掃工場における報告書については、運営事業者からの業務報告のほか、定期的なモニタリングにより、適切な運営が行われていることを確認している。</p> <p>また、報告書の網羅性については、チェックリストを作成し、確認を行ってまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する主体に関する事業について（2）</p> <p>（意見36）SPC購入物品の管理について</p> <p>SPCが購入・支出する物品が発生する際、事前に見積書等の確認がなされることはなく、月次会議等での報告に</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>SPC購入物品の管理については、SPCと協議し、市物品会計規則に係る調達代行基準に準じて、5万円以上の備品購入の際には、市が事前に見積書等の確認を行うこととした。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

<p>とどまっている。確かに、設備運営については一括委託という形であるものの、通常の物品購入等のプロセスと同様の事前確認が必要であると考ええる。</p> <p>(P 1 6 1)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する主体に関する事業について（２）</p> <p>（意見３７）バイオガス施設の導入に関する費用対効果の検討状況</p> <p>当該施設を導入したことで、鹿児島市においてCO₂の削減効果がどの程度あったのか、鹿児島市が採用したガス精製の方式に関する技術的な成果と課題を広く一般と共有するとともに、より緊張感の高い施設導入と運営のためにも、多額の資金を用いた施設の導入にあたっては、多角的な観点からその導入効果について金銭的かつ数値的效果を示すことが望ましいと考える。</p> <p>(P 1 7 5)</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>バイオガス施設の導入効果については、本市のホームページにおいて、ガス事業者に売ったガス量等について、令和４年度の実績から公表している。</p> <p>また、CO₂削減の効果等については、施設の運転状況を確認し、把握してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和５年１２月１日）</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する主体に関する事業について（２）</p> <p>（意見３８）バイオガス施設の導入によって構築されるノウハウの維持及び継承</p> <p>今後鹿児島市においても、廃棄物処理事業のように高度に専門化した大型事業を効率的に行うためにDBO方式が採用されるケースが増えるものと思われるが、上記で指摘</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>南部清掃工場は、効率的で安定した管理運営を行うため、DBO方式としたところである。</p> <p>管理運営においては、運営モニタリングマニュアル、施設の完成図書、取扱説明書等にノウハウが明示されているほか、外部講習により、職員が技術や知識を習得しており、ノウハウの維持及び継承がなされているものと考えている。</p> <p>また、人材の配置や配置転換のサイクル等については、本市の人事異動等</p>

<p>したリスクが顕在化しないためにも鹿児島市としてヒトや組織が保持すべきノウハウを制度的に明文化して構築する必要があるものとする。すなわち、廃棄物処理事業のみならず高度に専門化した事業に直接的に関与する職員は、どのような考えのもとにどのような人材を配置するのか、配置された人材はいつ、どのようにして、どのようなレベルの知識や技術を獲得し維持及びアップデートするのか、配置転換はどの職階の職員をどのようなサイクルで行うのかを明文化する必要がある、明文化された内容を組織として運用していくべきである。さらに必要な知識や技術を組織として明文化し、定期的なアップデートする必要がある。そして、これらの制度が適切に運用されているかどうかを定期的に検証するとともに、その仕組みを構築することも必要であるとする。</p> <p>(P 1 7 7)</p>		<p>において、適切に対応がなされていると考えている。</p> <p>今後においても、引き続き、これらの取組みを進めてまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する主体に関する事業について（2）</p> <p>（意見39）新南部清掃工場建設におけるライフサイクルコストの考え方</p> <p>新南部清掃工場の整備基本計画において事業費（ライフサイクルコスト）は、建設費に維持管理・運営費等を加算し、売電・売ガス収入を控除して算定されており、廃炉及</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>新南部清掃工場の整備基本計画における事業費は、建設費及び維持管理・運営費のほか、交付金や売電・売ガス収入等の財源を試算したものであり、廃炉や撤去費用は考慮していないところである。</p> <p>次期の建替えに係る整備基本計画においては、廃炉や撤去費用について、検討してまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和5年12月1日)</p>

<p>び撤去費用が考慮されていない。新南部清掃工場は最新の知見と技術が数多く採用された設備であるが、高温で常時稼働している焼却炉を永遠に使用することは不可能であり、数十年後には必ず更新時期を迎えるものである。最近の経済状況を勘案すれば、巨大プラントの整備にあたっては、将来発生する多額の資金に対して早めに手当てを行う観点から、整備計画時点において廃炉や撤去費用も考慮することは必要であると考え</p> <p>る。</p> <p>(P 1 8 1)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する主体に関する事業について（2）</p> <p>（意見40）バイオガス施設の令和4年の稼働状況について</p> <p>令和4年度である4月以降は、5月と6月の売ガス量に減少がみられる。これは、発酵槽で発生するバイオガス中に想定外の不純物が含まれており、その影響によりガス事業者へ送る精製ガスの仕様を満たすことが出来なくなり、売却量が減少したものである。令和4年5月から6月における売ガス量の減少については、プラントメーカー、事業者、鹿児島市が一体となって、タイムリーかつ適切に対応されたものと評価する。</p> <p>一方で、当該事実は公表されていないためバイオガス施設</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>バイオガス施設の令和4年度の稼働状況については、本市のホームページにおいて、ガス事業者へ売ったガス量等について公表している。</p> <p>今後においても、運営状況の公表に努めてまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和5年12月1日）</p>

<p>の稼働が当初想定とおりであるのかどうかについて、情報公開の観点から課題があると考える。バイオガス施設の導入は、鹿児島市における目玉事業であるとともに国の補助金も用いて整備された施設であることから、その安定的な稼働は当然に高いレベルで求められるとともに、その運営状況は鹿児島市民のみならず広く一般に対して網羅的にタイムリーかつ正確に届けられる必要があると考える。今後は、その運営状況が上記観点から広く一般に届けられる仕組みを構築することが望まれる。</p> <p>(P 1 8 4)</p>		
<p>一般廃棄物（ごみ）を処理する主体に係る事業について（２）</p> <p>（意見４１）旧南部清掃工場の現状について</p> <p>新南部清掃工場を建設したことで旧南部清掃工場は閉鎖されているが、未だ撤去作業は実施されていない。清掃工場であったことから、今後の使い道が限定されることも否定できない。今後いつ、どのようにこの旧工場を撤去するのかについての明確な方針はないところである。清掃工場であったことから、環境維持等の観点により必要な作業は適時に実施されていることは確認したが、使用見込みがない設備は景観及び安心安全な地域の維持のためにも早期に</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>旧南部清掃工場の現状については、ごみピットや灰ピット清掃等の閉炉業務を適切に行い、周辺環境への影響がないように施設を保全し、休止するとともに、定期的な目視点検等の維持管理を行っているところである。</p> <p>また、一部の付属棟については、剪定枝の粉砕作業場として、有効活用している。</p> <p>施設の解体には多額の費用を要することから、全国都市清掃会議等を通じて、国に交付金制度の拡充を要望しているところであり、今後においても、現在の維持管理を継続しながら、引き続き、国に要望してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和５年１２月１日）</p>

<p>撤去もしくは今後の使用方針を明確にしたうえでの適切な管理を行うべきであると考え</p> <p>る。</p> <p>(P 1 8 6)</p>		
<p>一般廃棄物（し尿）を処理する主体に関する事業について</p> <p>(意見 4 2) 衛生処理センターにおける中長期保全計画について</p> <p>衛生処理センターは、計画的、効果的な整備の実施の確保、整備額の中長期的な把握と平準化、コスト縮減と長寿命化を目的とし毎年の中長期保全計画を見直している。衛生処理センターにおいては計画表のみ（エクセルデータ）が作成されている状況である。通常計画を用いる際には、当該計画の目的、運用方法をまとめ、当該運用方針に沿って計画見直し、実行がなされると考えられることから、衛生処理センターにおいても当該事項について文書化することが望ましいと考える。</p> <p>(P 1 9 2)</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>衛生処理センターにおける中長期保全計画については、目的及び運用方法等を追記し、文書化してまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和 5 年 12 月 1 日)</p>
<p>一般廃棄物（し尿）を処理する主体に関する事業について</p> <p>(意見 4 3) 衛生処理センターにおける報告書の網羅性の確認について</p> <p>委託先からの日報、報告書が多岐にわたっているため、受領する側がいつ、何が提出されるべきであるかどうかを把握し、遅延などがあつたと</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>衛生処理センターにおける報告書については、運営事業者からの業務報告のほか、定期的なモニタリングにより、適切な運営が行われていることを確認している。</p> <p>また、報告書の網羅性については、チェックリストを作成し、確認を行ってまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和 5 年 12 月 1 日)</p>

<p>きに催促の通知ができる体制が整っているかについては確信が得られなかった。日次、週次、月次など様々な報告が上がってくることから、チェックリスト等を用いて網羅的に確認することが望ましいと考える。</p> <p>(P 1 9 2)</p>		
<p>一般廃棄物（し尿）を処理する主体に関する事業について</p> <p>（意見 4 4）愛宕園衛生処理場（休止施設）の活用・売却について</p> <p>旧喜入町における衛生処理場である愛宕園衛生処理場（喜入中名町 5923 番地 2、竣工年月：昭和 54 年 3 月）は休止施設となっている。遊休施設は、草木管理、衛生駆除、火災防止、無断侵入への対策等が必要になると考えられる。また、建物の老朽化や風化により近隣住民や周辺土地に悪影響を与えることや、たむろや落書き等の治安悪化の可能性も否定できない。民間事業者への売却や貸付等による財源確保を含めた有効活用が望まれる。</p> <p>(P 1 9 3)</p>	<p>環境局 資源循環部 南部清掃工場</p>	<p>愛宕園衛生処理場は、周辺環境への影響がないように施設を保全し、休止するとともに、定期的な目視点検等の維持管理を行っているところである。</p> <p>施設の解体には多額の費用を要することから、全国都市清掃会議等を通じて、国に交付金制度の拡充を要望しているところであり、今後においても、現在の維持管理を継続しながら、引き続き、国に要望してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和 5 年 12 月 1 日）</p>